

やっぱり母親も……

波紋なげた水俣病の新認定

新患者 一任派か訴訟派か

熊本・鹿屋馬鹿公舎被害者協
定審査会(会長・徳臣朋大医学部
教授)が二十二日、昨年の審査で
要再検査としていた十六人のうち
十三人を新たに水俣病と認定した
ことは、現地にさまざまな波紋を

ひろげている。「胎児性水俣病の
母親たちもやはり中道におかされ
ていたのか」「新患者は一任派か
訴訟派か」「行政不服審査請求
は」など現地の表情をさぐるこ
と。

水俣病発生の期限付き破る

新しい水俣病患者十三人の中に
四人の胎児性患者の母親たちが含
まれていた。胎内で育ったわが子
が水俣病ならば必ず母親本人も行

機水銀におかされているはずだ
との主張はこれで立証された。ま
た水俣病は三十五年で終わったの
だとされていたのが今回の認定患
者の中には三十六年生まれの子
性患者があり、母親の胎内にはそ

の後も有機水銀が蓄積されて子ど
もに大きく影響を与えていること
になる。

これまで、胎児性患者の母親で
認定されていたのは一人。胎児性
患者十三人(うち死亡三人)の
うちの母親一人だから、母親その
ものの認定患者はきわめて少なか
った。

未認定患者の認定運動を続けて
いる水俣市月の浦、看護人川本輝
夫さん(四十九)が四十四年九月、水
俣病認定審査会(当時)に二十八
人の審査請求をしたさい、初めて

胎児性患者の母親たちに目が向け
られた。二十八人のうち母親七人
が含まれていた。

一年後に初めて認められたわけ
で、川本さんは今回の四人の認定
を喜んでいる。これで母親五人
が患者になったことになるが、残
る十八人にも当然、疑いの目が向
けられることになる。

また新患者の中に三十六年生ま
れの胎児性患者がいたことは水俣
病発生の「二十八年―三十五年」

説の「期限付き」を破ると同時
に、三十五年以降生まれた子ども
でも水俣病の疑いが持たれうるこ
とになる。いわゆる「晩発性水俣
病」の問題として新しい広がり
を持つてくる。

新しく水俣病に認定された患者
のうち七人が「認定しないのは不
当である」として厚生省に異を相
手取って行政不服審査請求を申し
立てていたが、その意味もなくな
ったので取り下げることにしてい
る。

これらは先に厚生省が水俣市な
どで現地調査をした九人とは別
に、ことし三月追加申し立てをし
ていた。今回保留になった三人も
申し立てをしているが、この分は
継続されるという。

新しい患者十三人が水俣病患者
家庭互助会の処理委一任派か訴訟
派のどちらにはいるか注目されて
いるが、両派とも「個人の自由意
思に任せる」という立場を取りな
ら

態度決定迫られる新患者

から早くも態度決定を迫りつつあ
る。
山本亦山互助会長(一任派)ら
は二十三日には芦北郡津奈木町、
芦北町の四家庭を巡回した。一任
派にはいる意向があれば山本会長
らの仲介でチツソに対して和解契
約を結ぶことになる。これに対し
訴訟派の渡辺榮蔵代表らは「全く
個人の意思に任せるべきだ」とし
ている。